

# 保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ【平成27年12月4日】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

## ① 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

【対応前】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	



【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B		16:00	
保育士C			
保育士D		11:00	
無資格E			
無資格F			

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

## ② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

## ③ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等

# 保育士確保集中取組キャンペーン（平成28年1月～3月）

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成26年度は14.6万人分の保育の受け皿を確保したが、平成27年度はさらに11.7万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（最も高い都道府県では5倍以上）といった状況にあり、保育士確保が急務となっている。

来年4月の保育士確保に向け、「**保育士確保集中取組キャンペーン**」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就職促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

## 掘り起こしの強化

- リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
- 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
- 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
- 短時間正社員制度の導入など、保育所の勤務環境改善に向けた働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施



## ハローワークへの求職申込や保育士・保育所支援センターへの登録

### 就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- 来年4月までの保育士確保が特に急務な保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
  - ・ 年度内に充足が必要な求人提出保育所への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
  - ・ 就職面接会等の集中開催
  - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供



## 4月に向けた保育士の確保へ

# リフレッシュ「保育士資格をお持ちの皆さまへ」

(表面)

## 保育士資格をお持ちの皆さまへ

### 子ども・子育て支援新制度がスタートしたこの機会に、保育の現場で働いてみませんか？



厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。これには、保育所の確保だけでなく、保育を支える保育士の確保も必要です。

これまでの取組によって、平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しました。しかし、平成27年度はさらに約112万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれています。また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に列し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。

### 皆さまに保育士として働いていただけたら、厚生労働省では、次のような取組を行っています。

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

具体的な取組内容は裏面で

### まずは、お近くの「保育士・保育所支援センター」へ登録、またはハローワークへの求職申込みをお願いします。

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの相談・支援を行っています。なんでもお気軽にご相談ください。

- ・保育士としての就職に向けた相談
  - ・勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
  - ・就職面接会などの開催や、ご案内
- 保育士・保育所支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>



(裏面)

### 皆さまに保育士として働いていただくため、厚生労働省では、以下の取組を行っています。

#### 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

- 今年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、民間の保育士の給与を平均3%改善しています。  
※平成24年の保育士給与との比較
- 加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに合わせて、保育士の給与が平均2%改善しています。  
※平成26年の保育士給与との比較

#### 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- 保育士・保育所支援センターでは、プランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、職場復帰のための保育実技研修などを行っています。

保育士・保育所支援センター

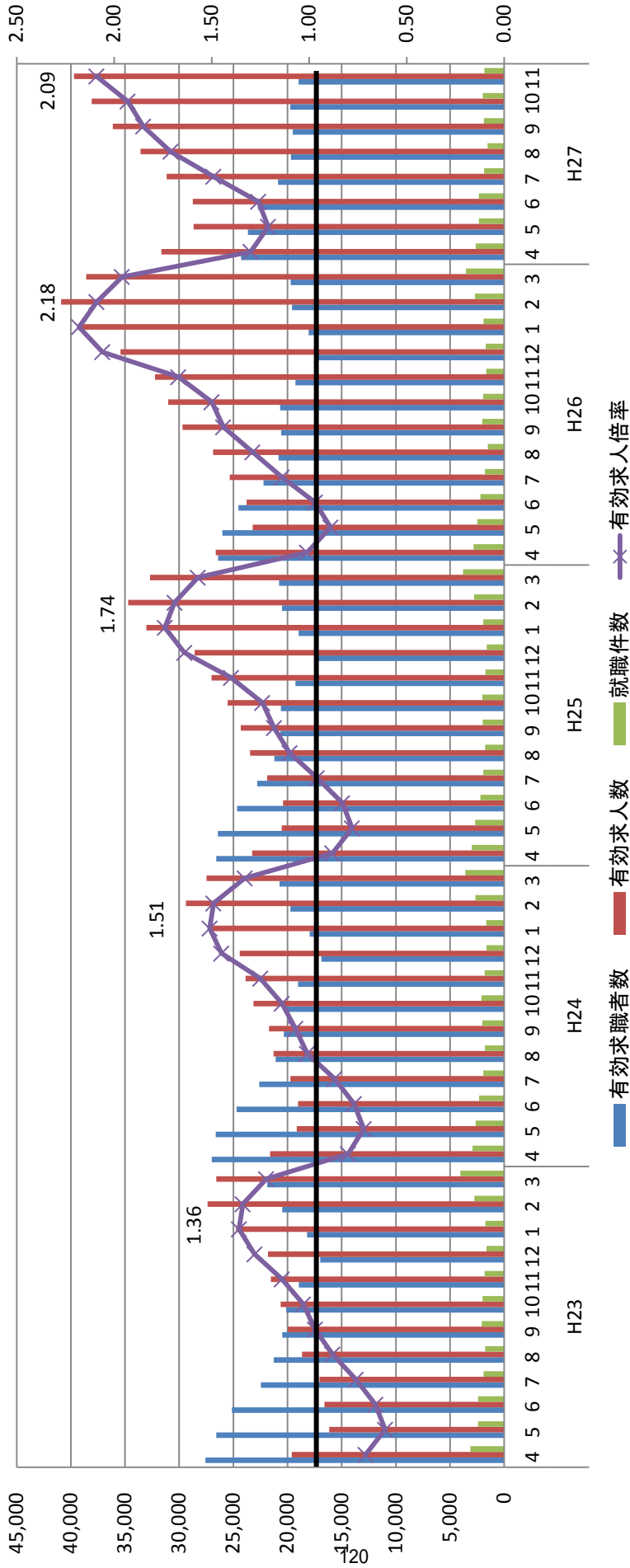
検索

#### 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

- 保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を厚くするための仕組みなど、職場環境の改善のための新たな取組を行っています。具体的には、次のような内容です。
  - ・保育士が研修に参加しやすくなるため、保育士が研修に参加した場合の代替職員を雇う費用（雇上費用）を保育事業者に支給  
※保育士1名につき2日分
  - ・3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となる場合、子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給
  - ・保育士の負担を軽減するため、保育以外の業務（清掃や消毒、保育室の片付けなど）を行うための補助者を雇うための支援

# 保育士の求人・求職の状況（全国）

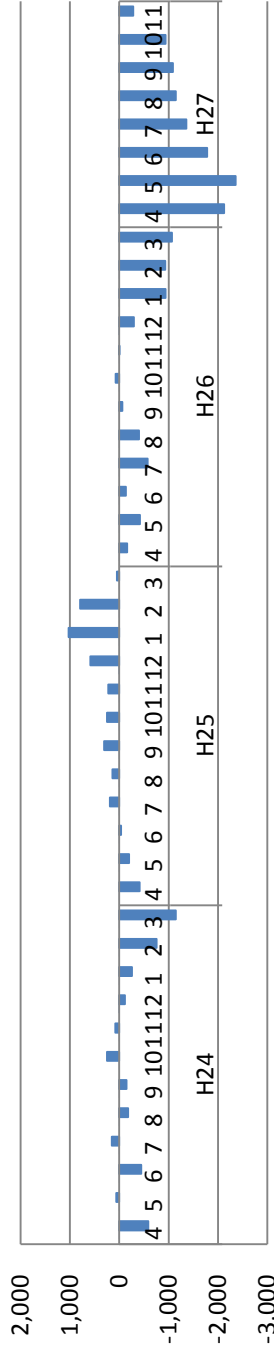
- 保育士の有効求人倍率は、毎年1月頃がピークとなっており、平成26年12月～平成27年2月では2倍を超え、年々高くなる傾向。
- 平成27年11月には、保育士の有効求人倍率は2.09倍となっており、今後も例年より高い水準となることが見込まれる。



## 有効求職者数の対前年増減数（全国）

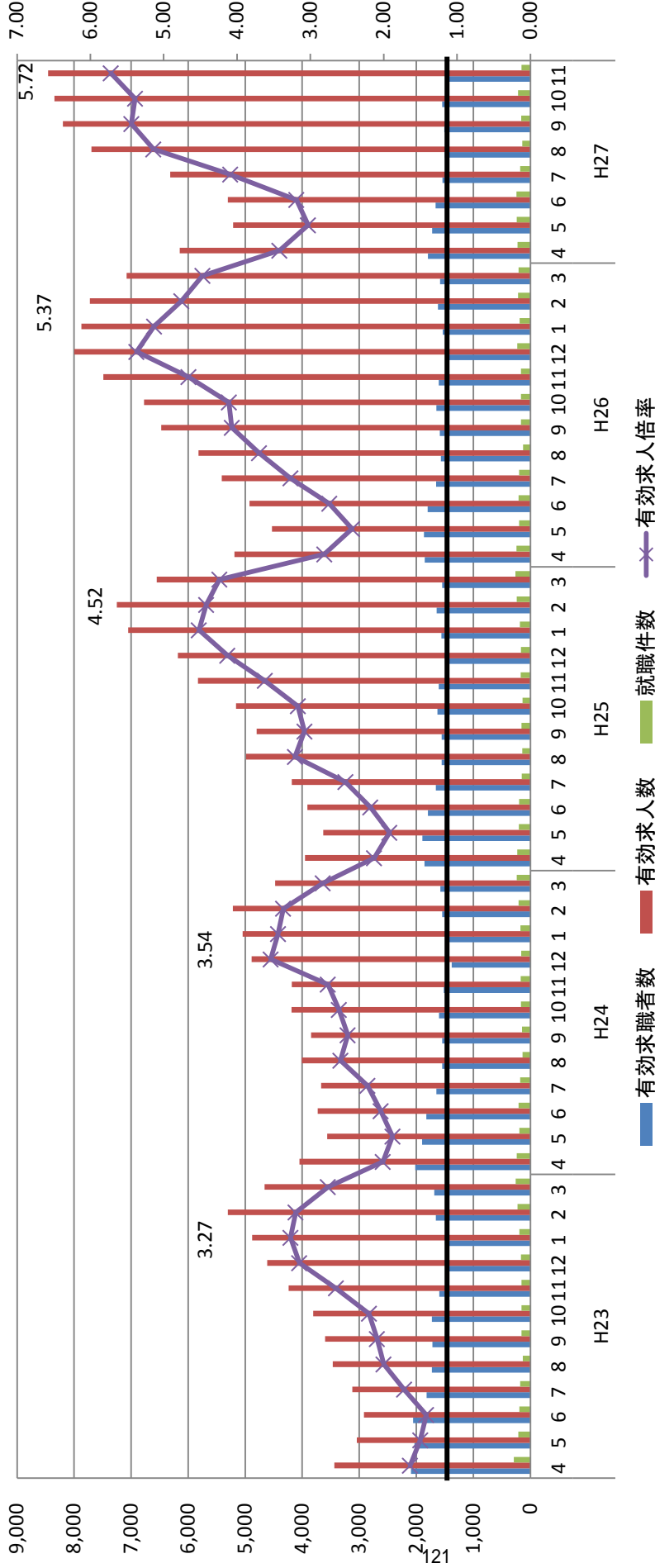
（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（職業安定局）

※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載



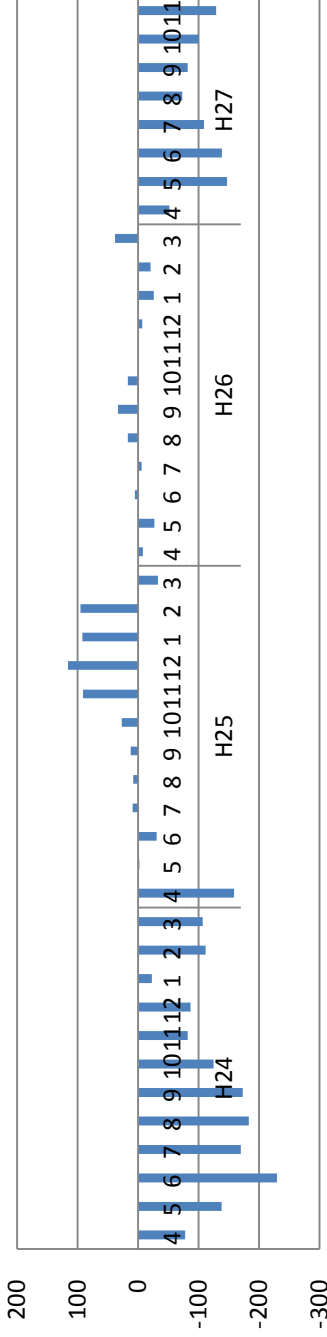
# 保育士の求人・求職の状況（東京都）

○ 東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成26年12月～平成27年1月、平成27年8～11月は5倍を超える状況。



## 有効求職者数の対前年増減数(東京都)

(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)  
 ※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載



# 平成26年及び平成27年における各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年11月時点）

平成26年11月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍率
全国	3,989	19,257	11,672	32,238	1.67
北海道	205	968	425	1,176	1.21
青森	48	237	93	273	1.15
岩手	58	213	108	263	1.23
宮城	121	467	289	720	1.54
秋田	35	172	53	166	0.97
山形	51	194	67	232	1.20
福島	69	234	136	347	1.48
茨城	91	373	208	615	1.65
栃木	55	319	212	558	1.75
群馬	65	338	78	241	0.71
埼玉	164	952	471	1,932	2.03
千葉	143	712	287	941	1.32
東京	325	1,608	3,019	7,486	4.66
神奈川	197	1,041	1,024	2,220	2.13
新潟	99	362	211	557	1.54
富山	31	140	72	221	1.58
石川	36	139	97	302	2.17
福井	27	114	74	158	1.39
山梨	34	121	23	70	0.58
長野	60	303	92	282	0.93
岐阜	62	320	98	297	0.93
静岡	83	465	268	703	1.51
愛知	179	989	404	1,121	1.13
三重	33	203	112	288	1.42
滋賀	62	247	118	373	1.51
京都	93	476	194	525	1.10
大阪	282	1,354	931	2,558	1.89
兵庫	189	914	421	1,155	1.26
奈良	34	203	114	210	1.03
和歌山	27	128	83	175	1.37
鳥取	20	92	48	177	1.92
島根	23	112	56	167	1.49
岡山	86	331	108	352	1.06
広島	94	497	308	1,179	2.37
山口	57	242	63	178	0.74
徳島	22	119	79	210	1.76
香川	30	155	66	149	0.96
愛媛	44	233	78	216	0.93
高知	23	121	52	159	1.31
福岡	181	938	304	1,020	1.09
佐賀	43	190	48	130	0.68
長崎	55	284	79	253	0.89
熊本	85	414	127	420	1.01
大分	40	225	79	215	0.96
宮崎	56	233	122	315	1.35
鹿児島	104	465	129	465	1.00
沖縄	68	300	144	468	1.56

出典：職業安定業務統計

平成27年11月時点

	新規求職申込件数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	有効求人倍率
全国	4,348	18,971	13,966	39,695	2.09
北海道	223	998	435	1,326	1.33
青森	47	220	147	454	2.06
岩手	71	231	204	413	1.79
宮城	132	441	306	872	1.98
秋田	34	125	88	236	1.89
山形	52	191	126	305	1.60
福島	94	281	130	421	1.50
茨城	93	325	257	794	2.44
栃木	79	292	262	748	2.56
群馬	72	339	82	281	0.83
埼玉	212	940	699	2,524	2.69
千葉	131	681	538	1,491	2.19
東京	314	1,479	3,146	8,456	5.72
神奈川	194	1,023	1,093	3,072	3.00
新潟	105	353	257	593	1.68
富山	26	126	105	287	2.28
石川	27	147	69	240	1.63
福井	18	82	70	183	2.23
山梨	43	151	42	142	0.94
長野	77	303	145	358	1.18
岐阜	71	312	93	333	1.07
静岡	113	462	381	769	1.66
愛知	201	1,032	370	1,075	1.04
三重	36	191	113	289	1.51
滋賀	65	276	193	588	2.13
京都	83	455	227	699	1.54
大阪	268	1,373	892	2,726	1.99
兵庫	188	903	477	1,316	1.46
奈良	48	195	176	327	1.68
和歌山	25	125	104	407	3.26
鳥取	22	117	121	323	2.76
島根	29	120	106	202	1.68
岡山	88	325	199	493	1.52
広島	95	441	337	1,484	3.37
山口	67	276	103	266	0.96
徳島	27	115	80	231	2.01
香川	45	157	89	213	1.36
愛媛	51	204	130	331	1.62
高知	37	140	73	170	1.21
福岡	221	965	457	1,279	1.33
佐賀	56	195	93	217	1.11
長崎	61	256	124	389	1.52
熊本	115	379	219	536	1.41
大分	46	237	106	342	1.44
宮崎	53	234	147	445	1.90
鹿児島	104	454	189	521	1.15
沖縄	89	304	166	528	1.74

# 保育士・保育所支援センターについて

## 【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

## 【主な業務】

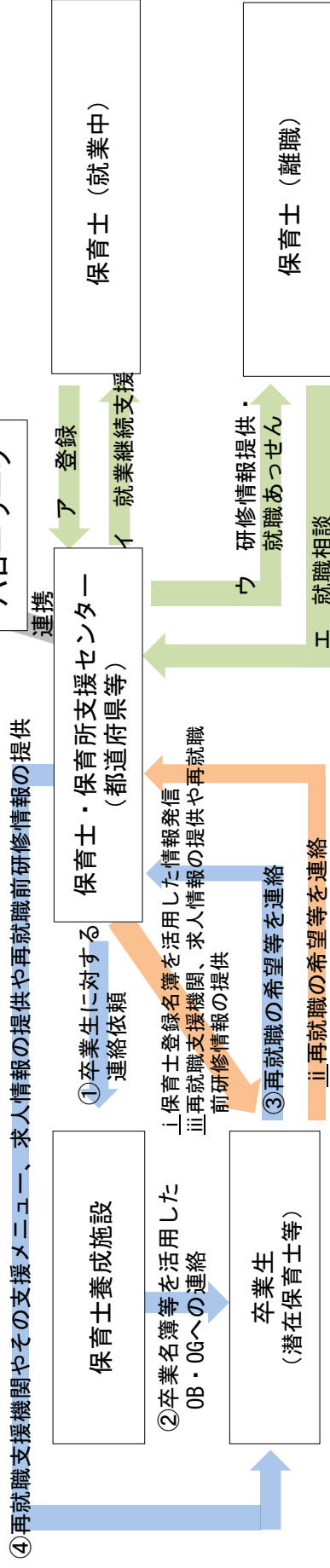
- ・ 対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・ 対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・ 対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・ 人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

## 【設置状況】

35都府県（45か所）設置（H27.9現在）

※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

## 【保育士・保育所支援センターの取組例】







# ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

## ハローワークにおける重点取組

### ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士人材確保のために重点的な取組を実施

- 1 未充足求人に対するフォローアップの徹底（対求人事業所）**  
求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。
- 2 保育士としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）**
  - 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえた保育士向けパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
  - 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育所見学会や説明会の定期的な開催。
- 3 保育所のニーズを踏まえた求人充足支援**
  - 小規模な面接会から複数の保育所による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育所個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
  - 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合には、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

## ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

### 職業紹介を行うハローワークと保育所の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

- 1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組**  
都道府県・市区町村が保有する保育所整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育所整備等と連携しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。
- 2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化**  
都道府県・市区町村が、保育士資格を持っている者を対象として自ら主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等情報が必要としている保育士資格を持つ求職者に対して的確に情報を提供し、研修等への参加を勧奨。
- 3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催**
  - 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育所整備等に関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
  - ハローワークにおいて、事業主（保育所）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育所支援センター等）が実施する保育所の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。
- 4 ハローワークと保育士・保育所支援センター等における求職者の共同支援**  
ハローワークの保育士資格を持っている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係等保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等を、ハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育所支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

# 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて

## 1. 背景

○子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第32条、第50条)  
 ○平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方を検討すべきとされた。

## 2. 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

①重大事故の情報の集約のあり方

②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方

## 3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業

・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定

・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国

※「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知

・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

## 4. 最終取りまとめ(案)(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

・事故の発生防止(予防)のためのガイドラインの作成] ⇒施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成

・事故発生時の対応マニュアルの作成

検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成

・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証

国…有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするとともに、

日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

# 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要 (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

## 1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

- 本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する
- 各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生の防止等に取り組み

## 2. 事故の再発防止のための事後的な検証

- 地方自治体における検証  
教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 \*検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する  
＜検証の実施主体＞
  - ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 → 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
  - ・認可を受けていない保育施設・事業 → 都道府県(指定都市、中核市を含む)
- ＜検証の対象範囲＞  
地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例：意識不明等)  
(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)
- 国における再発防止策の取組  
有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言  
・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施

## 3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

- 重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要
- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

※今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直ししていく

# 政府における放課後対策に関する主な経緯

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

- 【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等
- 【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

## 新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

### 【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

### 【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

### 【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

### 【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

## 平成26年7月31日「放課後子ども総合プラン」の策定・公表（地方自治体に両省から通知）